

リビング・ニーズ特約付

3大疾病団信

保障内容

死亡

高度障害

余命
6ヵ月以内

3大疾病

上乗せ金利+年 0.30%

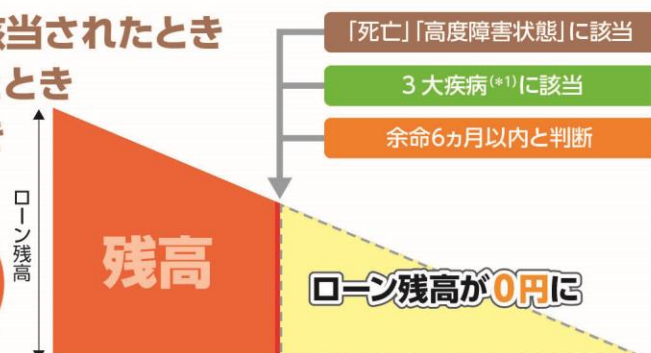
- 保険期間中に「死亡」「高度障害状態」に該当されたときに保険金が支払われます。
- 保険期間中に所定の3大疾病（悪性新生物・急性心筋こうそく・脳卒中）（*1）に該当されたときに保険金が支払われます。
- 余命6ヵ月以内と判断されるとき（*2）に保険金が支払われます。



万一の場合、3大疾病にかかった場合の住宅ローンのご返済に安心を！

- 「死亡」または「高度障害状態」に該当されたとき
- 所定の3大疾病（*1）に該当されたとき
- 「余命6ヵ月以内」と判断されるとき

ローン残高が **0円** に



お支払事由により、該当する時期やお支払いの対象となる金額は異なります。

3大疾病における死亡の平均発生間隔

悪性新生物（腫瘍）による死亡は1分21秒に1人発生しています



注：「心疾患」は高血圧性を除く心疾患に基づき明治安田生命保険相互会社作成
（出典）厚生労働省「令和4年 人口動態統計」

内容の詳細については
二次元コードより
動画でもご確認
いただけます。



ご加入について

加入対象者

新たにご融資を受けられる所定の年齢範囲内の方のうち、生命保険会社が承諾した方がご加入いただけます。ただし、以下に該当する場合は、3大疾病団信にはご加入いただけません。

- がん（悪性しゅよう・肉腫・悪性リンパ腫・白血病・上皮内がん・皮膚がんを含みます）の既往歴のある方

加入手続き

「申込書兼告知書」をご提出いただきます。なお、借入金額（保険金額）が5,000万円を超える場合には、生命保険会社所定の「団体信用生命保険等専用診断書」をご提出ください。また、告知の内容によっては医師の診断書等を追加してご提出いただくことがあります（診断書取得にかかる費用はお客様（加入申込者）にご負担いただきます）。

※健康状態によっては、ご加入をお断りする場合もございますのでご了承ください。

（*1）3大疾病保険金のお支払対象となる悪性新生物・急性心筋こうそく・脳卒中については、申込書兼告知書をご参照ください。

（*2）余命の判断は、医師の診断に基づき、生命保険会社が行ないます。

この保険の詳細については、申込書兼告知書に添付の「3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」を必ずご確認ください。



東京東信用金庫

信用金庫「3大疾病団信」の概要

保険名称		3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険							
特徴		この保険は、信金中央金庫を保険契約者、信用金庫を保険金受取人とし、信用金庫の住宅ローン等（事業性資金は除く）の融資を受けている債務者を被保険者とする生命保険契約です。被保険者が保険期間中に以下のお支払事由に該当された場合に、引受生命保険会社が所定の保険金（＝債務残高）を保険金受取人である信用金庫に支払い、その保険金が被保険者の債務の返済に充当されます。							
お支払事由	死亡保険金	保険期間中に死亡されたとき							
	高度障害保険金	保障開始日以後の傷害または疾病により、保険期間中に所定の高度障害状態に該当されたとき							
	リビング・ニーズ特約保険金	保険期間中に余命 6 ヶ月以内と判断されるとき（※） （※）余命の判断は、医師の診断に基づき、生命保険会社が行ないます。							
	3大疾病保険金	悪性新生物	保険期間中に所定の悪性新生物に罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき。 ただし、次の場合を除きます。 ・保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患したと診断確定されていたとき ・保障開始日からその日を含めて 90 日以内に所定の悪性新生物と診断確定されたとき ・保障開始日からその日を含めて 90 日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等と認められるとき ※悪性新生物には、上皮がんや皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんは含まれません。						
		急性心筋こうそく	保障開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に次のいずれかの状態に該当されたとき ・所定の急性心筋こうそくを発病し、その急性心筋こうそくにより初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて 60 日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したと医師によって診断されたとき ・所定の急性心筋こうそくを発病し、その急性心筋こうそくの治療を直接の目的として、病院または診療所において所定の手術を受けたとき						
脳卒中		保障開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に次のいずれかの状態に該当されたとき ・所定の脳卒中を発病し、その脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて 60 日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき ・所定の脳卒中を発病し、その脳卒中の治療を直接の目的として、病院または診療所において所定の手術を受けたとき							
保険金額		債務残高に応じて定まり、債務の返済に応じて変動（通減）します。 加入申込者ひとりあたりの保険金限度額は、他の信用金庫からのお借り入れも含めて、次の①～⑤を通算して 2 億円以内、かつ④・⑤は各々 1 億円以内であること ①信用金庫リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険（※） ②信用金庫がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 ③信用金庫 3 大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険（※） ④信用金庫団体信用就業不能保障保険・3 大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険（※） ⑤信用金庫団体信用就業不能保障保険・リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 （※）リビング・ニーズ特約が付加される前のご融資も通算に含まれます。							
保険金が支払われない場合		次のような事由に該当する場合は、保険金をお支払いできません。 <table><tr><td>名 称</td><td>解除・免責等により保険金をお支払いできない場合</td></tr><tr><td>死亡保険金（リビング・ニーズ特約保険金） 高度障害保険金</td><td>(1) 保障開始日から 1 年以内に自殺されたとき (2) 被保険者の故意により高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき (3) 保険契約者または保険金受取人の故意により死亡、高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき (4) 戦争その他の変乱により死亡、高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき (5) 告知義務違反による解除 (6) 詐欺による取り消し・不法取得目的による無効の場合 (7) 重大な事由による解除の場合（反社会的勢力に該当すると認められたときなどを含みます） (8) 保障開始日より前に発生した傷害または疾病を原因として高度障害状態に該当されたとき</td></tr><tr><td>3 大疾病保険金</td><td>(1) 保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患していたと診断確定されていたとき (2) 保障開始日からその日を含めて 90 日以内に所定の悪性新生物と診断確定されているとき (3) 保障開始日からその日を含めて 90 日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等と認められるとき (4) 告知義務違反による解除 (5) 詐欺による取り消し・不法取得目的による無効の場合 (6) 重大な事由による解除の場合（反社会的勢力に該当すると認められたときなどを含みます） (7) 保障開始日より前に発生した傷害または疾病を原因として急性心筋こうそく・脳卒中に該当されたとき</td></tr></table>		名 称	解除・免責等により保険金をお支払いできない場合	死亡保険金（リビング・ニーズ特約保険金） 高度障害保険金	(1) 保障開始日から 1 年以内に自殺されたとき (2) 被保険者の故意により高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき (3) 保険契約者または保険金受取人の故意により死亡、高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき (4) 戦争その他の変乱により死亡、高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき (5) 告知義務違反による解除 (6) 詐欺による取り消し・不法取得目的による無効の場合 (7) 重大な事由による解除の場合（反社会的勢力に該当すると認められたときなどを含みます） (8) 保障開始日より前に発生した傷害または疾病を原因として高度障害状態に該当されたとき	3 大疾病保険金	(1) 保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患していたと診断確定されていたとき (2) 保障開始日からその日を含めて 90 日以内に所定の悪性新生物と診断確定されているとき (3) 保障開始日からその日を含めて 90 日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等と認められるとき (4) 告知義務違反による解除 (5) 詐欺による取り消し・不法取得目的による無効の場合 (6) 重大な事由による解除の場合（反社会的勢力に該当すると認められたときなどを含みます） (7) 保障開始日より前に発生した傷害または疾病を原因として急性心筋こうそく・脳卒中に該当されたとき
名 称	解除・免責等により保険金をお支払いできない場合								
死亡保険金（リビング・ニーズ特約保険金） 高度障害保険金	(1) 保障開始日から 1 年以内に自殺されたとき (2) 被保険者の故意により高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき (3) 保険契約者または保険金受取人の故意により死亡、高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき (4) 戦争その他の変乱により死亡、高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき (5) 告知義務違反による解除 (6) 詐欺による取り消し・不法取得目的による無効の場合 (7) 重大な事由による解除の場合（反社会的勢力に該当すると認められたときなどを含みます） (8) 保障開始日より前に発生した傷害または疾病を原因として高度障害状態に該当されたとき								
3 大疾病保険金	(1) 保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患していたと診断確定されていたとき (2) 保障開始日からその日を含めて 90 日以内に所定の悪性新生物と診断確定されているとき (3) 保障開始日からその日を含めて 90 日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等と認められるとき (4) 告知義務違反による解除 (5) 詐欺による取り消し・不法取得目的による無効の場合 (6) 重大な事由による解除の場合（反社会的勢力に該当すると認められたときなどを含みます） (7) 保障開始日より前に発生した傷害または疾病を原因として急性心筋こうそく・脳卒中に該当されたとき								
保障開始日		融資実行日（借り換え融資の場合は、借り換え日、債務引受の場合は、債務引受日）または幹事生命保険会社にご加入を承諾した日のいずれか遅い方の日となります。							
この契約からの脱退		次のような場合には、この保険契約から脱退となり、保障は終了します。 ・保険金のお支払事由に該当されたとき・債務（融資金額）を完済されたとき ・満 75 歳に達した直後の 12 月 31 日 ・融資を受けた信用金庫の住宅ローン等（事業性資金は除く）が賦払償還債務でなくなったとき ・融資を受けた信用金庫の住宅ローン等（事業性資金は除く）の債務者がなくなったとき							
引受保険会社		複数の生命保険会社による共同引受 （事務幹事会社：明治安田生命保険相互会社）							

<ご注意>この「信用金庫「3大疾病団信」の概要」は、住宅ローン等（事業性資金は除く）に付帯される保険の概要を説明したものです。この保険の詳細については、「申込書兼告知書」に添付の「3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」、および「申込書兼告知書」裏面の「3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険のご説明」を必ずご確認ください。